

水道法に定める水質基準項目（51項目）

	項目名	基準
1	一般細菌	100個/ml以下
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L以下
4	水銀及びその化合物	0.0005 mg/L以下
5	セレン及びその化合物	0.01 mg/L以下
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/L以下
7	ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L以下
8	六価クロム化合物	0.02 mg/L以下
9	亜硝酸態窒素	0.04 mg/L以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L以下
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下
14	四塩化炭素	0.002 mg/L以下
15	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
17	ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
18	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下
21	塩素酸	0.6 mg/L以下
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
25	ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L以下
26	臭素酸	0.01 mg/L以下
27	総トリハロメタン ※	0.1 mg/L以下
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下
29	ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L以下
30	ブロモホルム	0.09 mg/L以下
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下
32	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L以下
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L以下
34	鉄及びその化合物	0.3 mg/L以下
35	銅及びその化合物	1.0 mg/L以下
36	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L以下
37	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L以下
38	塩化物イオン	200 mg/L以下
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L以下
40	蒸発残留物	500 mg/L以下
41	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L以下
42	ジェオスミン	0.00001 mg/L以下
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L以下
44	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
45	フェノール類	0.005 mg/L以下
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L以下
47	p H値	5.8 以上 8.6 以下
48	味	異常でないこと
49	臭気	異常でないこと
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

※総トリハロメタン＝クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和

※項目1～31：健康関連項目、項目32～51：生活上支障関連項目